

(仮称) 大磯町行政経営プラン策定方針

1. 趣旨

本町では昭和 62 年に大磯町行政改革大綱を策定して以来、4 回にわたり改定を行い、行政改革を推進してきました。現在進行している第 5 次行政改革においては、「新たな時代に対応する簡素で効率的な行財政システムの構築」を目標に、減量型の改革の推進による健全な行財政運営の実現とともに、人事管理と行政機構の合理化や参画と協働によるまちづくりにより、住民との相互理解を深めながら行政サービスの向上を図っているところです。

しかしながら、いよいよ本町においても人口減少という局面を迎え、町税の根幹をなす住民税の減収等に起因する歳入減が見込まれるとともに、急速に変化する社会情勢への対応や高齢化の進展による社会保障費の増大等による歳出増が予測されています。さらには、公共施設の老朽化への対応などの将来的な財政負担増も見据える必要があり、従来にも増して厳しい行財政運営を強いられることが想定されます。また、地方創生の取組みと地方分権改革の進展により、人口減少・少子高齢化社会に立ち向かうべく、定住促進に向けて地方が自立し、自らが考え責任を持ち、行政運営を展開することが求められています。

このような状況下において、複雑多様化する町民ニーズに対応しつつも、現在の行政サービスを維持し、行財政運営を継続していくためには、総合計画に基づく重点施策の推進によりまちの魅力を高めていくとともに、中長期的な財政展望により将来に受け継いでいくことのできる持続可能な行財政運営への転換が不可欠となっています。一方で、財政収支は厳しい見通しであり、まちの将来像の実現に向けて必要となる事業に対する財源の確保が懸念されています。

そのため、平成 28 年度以降は第四次総合計画後期基本計画に位置付ける施策の実効性を確保するための財源確保に主眼を置き、これまで行政運営の合理化を目指して実施してきた「行政改革」の取組みに、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合し、それぞれの性質を併せ持つ新たな計画「大磯町行政経営プラン」により推進するため、計画策定の基本方針を定めます。

2. 計画期間

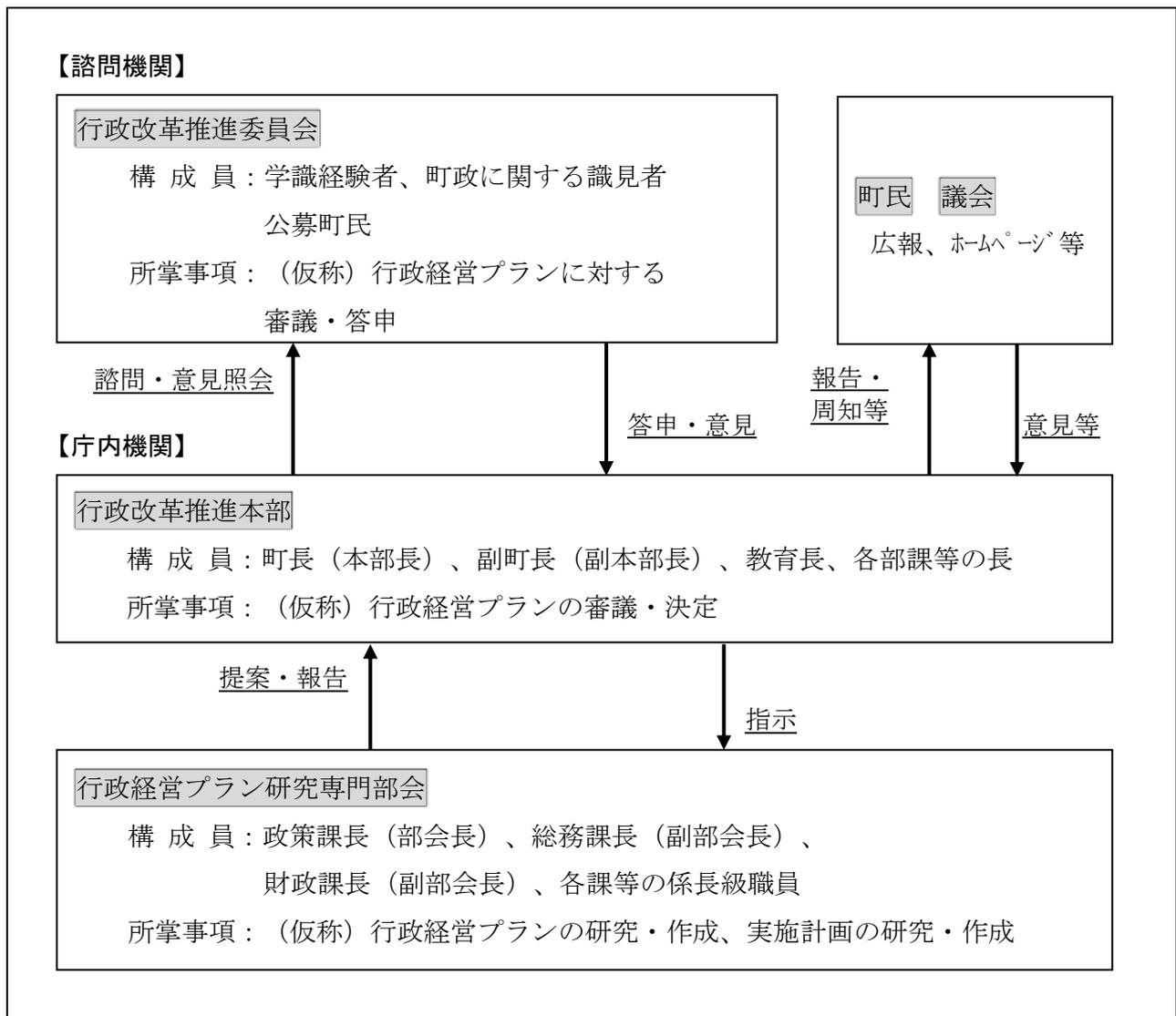
計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年間とします。

(第四次総合計画後期基本計画と連動させ、第四次総合計画の計画期間以降の次期計画策定に向けた基礎とします。)

3. 計画策定体制

(1) 庁内機関である「大磯町行政改革推進本部」及び町長の諮問機関である「大磯町行政改革推進委員会」での審議を中心に、全庁的な取組みにより進めます。

(2) 行政改革推進本部に専門部会を設置し、専門部会にて計画素案等の作成作業を行います。



4. 策定要領

【策定のポイント】

- (1) 第四次総合計画後期基本計画内に見込まれる財源不足額を解消することを目標に、歳出削減及び歳入増加に特化した事項を中心とした計画とします。
- (2) 歳出削減及び歳入増加に特化するという観点から、「大磯町第2次財政健全化計画」を引き継ぎつつ、「第5次行政改革大綱」における成果と課題を考慮した計画とします。
- (3) 大磯町行政改革推進委員会等の意見等を踏まえ策定します。
- (4) 併行して策定する大磯町第四次総合計画後期基本計画などの関連計画との整合を図り、より実効性のある計画とします。

【実施計画】

- (5) 各年度の具体的な取組内容を示す行動計画と、取組みにより発生する効果額の数値目標を示す「実施計画」を策定します。

(6) 実施計画は計画期間（平成 28 年度～平成 32 年度）中、毎年度見直しを行うことで、進行管理を行い、計画の着実な進行を図ります。

【広報・周知等】

(7) 「（仮称）行政経営プラン」及び「実施計画」を策定及び改訂する際は、広報やホームページ等を通じて町民に公表します。また、同様に進捗状況についても適宜周知を図ります。

5. 計画の位置付け

